

## 呉市長退職金市民評価制度検討懇話会（第1回）【議事要旨】

1 日 時 令和2年7月20日（月）10:00～11:45

2 会議形式 Web会議

3 出席委員（五十音順）

大上 功	大上功公認会計士税理士事務所代表
（副座長）折橋 洋介	広島大学法学部教授
（座長）辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
日野 真裕美	山下・長井法律事務所弁護士

4 議事経過

（1）開会挨拶

（2）副座長の指名

呉市長退職金市民評価制度検討懇話会開催要綱第4条第2項の規定に基づき、辻座長が折橋委員を副座長に指名

（3）事務局説明，意見交換

会議資料を事務局が説明した後に、各委員が意見交換

（4）閉会

5 概要

（1）市長退職金市民評価制度について

【事務局説明】

- ・平成29年11月の呉市長選挙において、新原市長が市長退職金市民評価制度の導入を公約したもの。
- ・本制度は新原市長に限定した制度とし、退職手当のみを対象とすること、退職手当の上限は、呉市特別職員退職手当支給条例の規定に基づき算出した額を上限とすることなど、新原市長の基本的な考え方について、呉市議会定例会において答弁している。
- ・10月までにあと3回程度、懇話会を開催し、11月下旬に特例条例の骨子を示し、遅くとも令和3年3月議会での特例条例の提案を目指して進めたい。
- ・評価者、評価方法の検討に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための三密対策などを踏まえた実現可能な手法の検討が必要と考える。

#### 【委員意見等】

- ・制度設計に当たっての前提条件（①制度の対象は新原市長に限ること、②退職金の上限額は呉市特別職員退職手当支給条例の額を上限とすること）について確認し、各委員が認識を共有した。

### （2）市長の退職手当について

#### 【事務局説明】

- ・一般的に退職手当の性格には、①勤続報償説、②賃金後払説、③生活保障説の三つの考え方がある。
- ・市長の退職手当の性格についても、多くの地方公共団体における退職手当の計算式から、勤続報償が基本であると考えられる。本市においても同様に勤続報償的な規定となっており、1期4年在職した場合は、約2,380万円の退職手当となる。

#### 【委員意見等】

- ・地方自治法の給与条例主義からすると、退職金の額を条例で定める必要があると思われるが、市民評価制度を入れた形の条例を制定する際に、どこまで条例で規定する必要があるのか。
- ・例えば、条例の中で5段階程度の退職手当の額を示しておいて、その中から市民評価に基づいて選ばれるといった評価制度の仕組みとすれば、給与条例主義の問題をクリアできるのではないか。
- ・市民評価を入れるにしても、市長を含め地方公共団体の公務員の給与を決定するのは、給与条例主義がある以上、最終的には議会であることから、議会の理解を得ることができる制度とするということを意識して制度設計することが重要となる。

### （3）退職手当と人事評価について

#### 【事務局説明】

- ・一般職の地方公務員の退職手当は、勤続報償の性格を持つ基本額と、在職期間中の昇格の有無により差が生じる調整額から構成されており、人事評価結果に基づいてなされた昇給・昇格・昇任が、退職手当の支給額に影響する制度となっている。
- ・退職手当の額に影響する要因は、①退職理由、②勤続年数、③昇任等に伴う昇格の有無、④定期昇給時における昇給幅の大小の4項目があり、③④については、人事評価が反映される。

### 【委員意見等】

- ・ 首長の評価は、大きい観点からの市政策の評価を踏まえたものとなるのではないか。その際には、行政機関が行う政策の評価に関する法律の政策評価手法が参考になるのではないか。
- ・ 一般職において人事評価制度が導入された趣旨を、どのように市長退職金市民評価制度に取り入れていくかという視点が重要なのではないか。
- ・ トップの退職金を評価するに当たり、民間では利益率など業績評価を数字で示すことができる。行政に関しては、財政指標などもあるが、景気の影響を受けやすい部分もあり、非常に評価が難しい。
- ・ 評価者については、市民の目線を取り入れるという観点からは、市民から無作為抽出により選出する方法も考えられるのではないか。
- ・ 評価指標に関しては、総合計画と照らし合わせて、任期中にどういった施策を展開し、その結果どうなったかを各部局で作成し、市長のコメントを加えた上で評価してもらう形が考えられるのではないか。その際、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、ホール等に評価者を集めて、市長がプレゼンを行う集合形式での評価の実施が難しいという考え方もあるが、ソーシャルディスタンスを確保しての開催や、テレビ、ラジオ、YouTubeといったメディアを活用して、市長がプレゼンする方法も考えられるのではないか。
- ・ 市民評価制度を通じて、市長の業績等について市民に知ってもらうことは、市政の透明化にも寄与すると考える。これがまさに市民評価制度の意義であるとも言える。
- ・ 新原市長は、前例踏襲ではなく、革新的な考え方を持たれている。その市長が自身をどのように自己評価するのか、一市民として見てみたいと感じている。
- ・ 評価者にどのように市長の実績を知ってもらうかについて、呉市は高齢化率が高く、高齢者に対する配慮も必要な中で検討していく必要がある。
- ・ 市長の退職手当には、勤続報償や生活保障の部分も含まれており、業績等に基づく市民評価を反映する部分の割合の設定について議論が必要だと感じている。
- ・ 市民評価の導入に当たっては、制度設計上、退職手当の場合は任期末となると選挙時期や選挙後任期満了までの間で評価するのかという問題があり、タイミングや評価手法において一般職の期末勤勉手当における評価よりも注意深く行わなければならないという課題がある。
- ・ 現市長限りの制度としても、本来得るべき報酬が得られないとすれば、今

後にとってマイナスとなるので、そのバランスを考える必要がある。

- ・事務局から説明があった、評価の資料を評価する市民にどのように伝えていくかについて、現在の新型コロナウイルス感染症対策を考えるとホールなどで市民を集めてプレゼンテーションする方法は難しく、一方資料を郵送しても本人の言葉での説明もなく無作為抽出の人に評価してもらうことも難しいという点は次回において基本的な考え方として議論することになると思う。
- ・誰が評価するのかという問題は、最後は議会であるとしても、その前の段階で誰が評価するかということと、どのような根拠に基づいて評価するかということが、最終的に残ってくる。

#### (4) その他

- ・「資料4 市長の退職手当について」の中で、地方自治法204条の記載について、平成29年の法改正（令和2年4月1日施行）を反映していない旨、委員からの指摘があったため、内容を確認し、結果を次回懇話会で報告することとした。

#### (5) 次回の懇話会に向けて

- ・今日の会議での問題提起を踏まえ、主要な論点を深掘りして整理することとした。次回の懇話会では、その論点に基づく考え方を明らかにしながら、今後の制度の方向性について、委員間で認識を共有する場とすることを確認し閉会した。